

心身に障害のある人を支えます



障害福祉サービス

- 障害児支援
- 放課後等デイサービス
- 就学している児童は、生活能適応訓練などが受けられます。

- 児童発達支援
- 施設で受けるサービス
- 移動支援事業
- 短期入所
- 訪問入浴サービス
- 居宅介護(ホームヘルプ)

- 生活保障
- 特別障害者手当
- 日常生活用具などの給付
- 就労支援事業所などへの通所
- 特別児童扶養手当
- 助成サービス
- 医療費の助成

- 在宅の障害児を養育している人に支給されます。
- 申し込み・問い合わせ先

心身に障害のある人が安心して、喜びや生きがいを持つて暮らしていくよう、さまざまな福祉サービスが受けられます。各サービスには利用者負担があるものや、所得状況によって利用が制限される場合があるので、相談してください。

在宅で受けるサービス

● 居宅介護(ホームヘルプ)

自宅にホームヘルパーが訪問し、日常生活の手伝いをします。

● 短期入所

家族が病気や冠婚葬祭などで、一時的に介護できなくなつたときに、施設で短期間、入浴や食事などの介護が受けられます。

● グループホーム

障害者の自立を促すため、共同で生活をします。

施設で受けるサービス

● 児童発達支援

就学前の児童は、日常生活の基本的な指導や、集団生活への適応訓練などが受けられます。

● 放課後等デイサービス

就学している児童は、生活能適応訓練などが受けられます。

助成サービス

● 難病療養者医療費助成

心身に障害のある人が安心して、喜びや生きがいを持つて暮らしていくよう、さまざまな福祉サービスが受けられます。

各サービスには利用者負担があるものや、

所得状況によって利用が制限される場合があるので、相談してください。

● 福祉タクシー利用券の交付

福祉タクシーを利用する際、進などが放課後や休日に受けられます。

● 補装具費の支給

補聴器、車椅子、器具、義足などを購入・修理する場合に、費用の一部が助成されます。

※事前に申請が必要です。

生活保障

● 特別障害者手当

常に特別の介護を要する在宅障害などがあつて雇用されることが難しい人は、通所により必要な訓練が受けられます。

● 特別児童扶養手当

在宅の障害児を養育している人に支給されます。

給付サービス

● 日常生活用具などの給付

在宅障害者(児)にストーマ装置、紙おむつ、歩行補助つえなどの日常生活に必要な用具が給付されます。

※事前に申請が必要です。

已負担額が助成されます。
● 難病療養者医療費助成

指定難病療養者や小児慢性特定疾病療養者に加え、特定疾患療養者の医療費の自己負担額が助成されます。

34,970円(2級)

● 障害児福祉手当

常に介護を要する在宅の重度障害児に支給されます。

月額／14,880円

● 疾病療養者・特定疾患療養者・小児慢性特定

月額／14,000円まで(入院)、2,000円まで(通院)

● 重症認定者

月額／2,000円

● 心身障害者扶養年金制度

心身障害者扶養年金にて、県の心身障害者扶養年金に加入し、月々一定の掛け金を納付していた人が亡くなつた場合、残された心身障害者に終身一定の年金が給付されます。

月額／8,650円

● 月額／8,650円

在宅の寝たきり身体障害者、重度知的障害者を介護している人に支給されます。

月額／14,880円

● ねたきり身体障害者および重度知的障害者介護手当

在宅の寝たきり身体障害者、重度知的障害者を介護している人に支給されます。